

第
3942
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 2月 22日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 上場株式に係る確定申告の留意点

Q：上場株式に係る税制が、よく変わってわかりにくいのですが、この確定申告時における取扱いはどうなっていますか？

A：次のようになっています。

【解説】

今年の確定申告における上場株式に係る税務のポイントは、次のような点です。

① 譲渡所得課税

上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率は、これまでどおりの10%の軽減税率が適用されます。

② 配当所得課税

これまでどおりの10%の軽減税率が適用されます。

③ 譲渡損失と配当所得との損益通算

・申告における損益通算

その年分の上場株式等の譲渡損失の金額又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）と上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算することが認められます。

・源泉徴収口座内における損益通算

源泉徴収口座における損益通算は、平成22年度からの取扱いになりますので、今年の確定申告には関係しません。

④ 配当等に係る源泉徴収税率

これまでどおりの10%の軽減税率が適用されます。

